

半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の主体的な能力開発の取組を支援し、もってひとり親家庭等の自立の促進を図るため、半田市ひとり親家庭等自立支援給付金支給要綱第3条第2号に規定する資格取得就業一時金（以下「就業一時金」という。）の事業実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就業一時金の支給対象者（以下「一時金受給資格者」という。）は、半田市ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「訓練給付金要綱」という。）第2条に規定する支給対象者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 訓練給付金要綱第3条各号に規定する講座の受講修了日（以下「修了日」という。）から起算して1年以内に資格を取得し、当該資格の取得日から起算して6か月以内に就業又は転職し、かつ、そこから雇用期間が3か月以上あるもの
 - (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるもの。ただし、児童扶養手当施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
 - (3) 修了日以前から継続して就業していた者が修了日から起算して1年以内に資格を取得し、当該資格の取得日から起算して1年以内に昇給等をしたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、訓練給付金要綱第3条第3号に規定する講座を受講し、専門実践教育訓練給付金の支給を受けた者は対象としない。
- 3 就業一時金の支給は、原則として、対象者1人につき1回限りとする。

(支給額等)

第3条 就業一時金の額は、教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額（その額が50万円を超えるときは、50万円）から、訓練給付金要綱の規定による訓練給付金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による教育訓練給付金の受給額を差し引いた額とする。

2 給付金の支給年度は、申請のあった日の属する年度とする。

(住所の異動者の取扱い)

第4条 一時金受給資格者が、修了日から就業日までに市内に住所を有しなくなったとき

は、就業一時金を支給しないものとする。

(就業一時金の支給)

第5条 就業一時金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一時金受給資格者となってから30日以内に、市長に対して半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金支給申請書（様式第1。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

2 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合。以下同じ。）又は申請者の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合は前々年分、8月から12月までの間に申請する場合は前年分。）並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額に係る市町村長の証明書を含む。）
- (4) 雇用証明書（様式第2）
- (5) 支給を受けた訓練給付金の額が確認できる書類等の写し
- (6) 昇給等の事実が確認できる書類等の写し

3 市長は、支給申請書を受理したときは、申請者が受給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否及びその支給額を決定するものとする。

4 市長は、前項の決定を行ったときは、遅滞なくその旨を申請者に通知しなければならない。この場合において、支給を決定したときは半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金支給決定通知書（様式第3。以下「支給決定通知書」という。）、支給を却下したときは半田市資格取得就業一時金却下通知書（様式第4。以下「却下通知書」という。）により通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により支給決定を行ったときは、速やかに就業一時金を支給する

ものとする。

(就業一時金の返還)

第6条 市長は、偽りその他の不正な手段により訓練給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(状況報告及び調査)

第7条 市長は、就業一時金の適正な支給を確保するために必要があると認めるときは、その訓練の実施状況、就業状況等について、申請者から報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就業一時金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、平成31年4月1日以降に講座を修了した者について適用し、平成31年3月31日以前に講座を修了した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行し、令和6年8月30日から適用する。

様式第1（第5条関係）

半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金 支給申請書				
年 月 日				
半 田 市 長 様				
申請者氏名				
就業一時金の支給を受けたいので、下記により申請します。				
氏 名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住 所	〒	電 話	-	
教育訓練施設の所在地及び名称				
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日） ～ 年 月 日			
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円			
雇用開始日	年 月 日			
振 込 口 座	銀 行 名		口座の種類	普通 ・ 当座
	支 店 名		口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義			
児童扶養手当の受給の有無	有 ・ 無			
戸籍情報・住民基本台帳情報・児童扶養手当受給情報を半田市が調査することに同意します。				
署名				
(備考)				
			受理番号	

雇用証明書

申請者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	現住所	〒 -

雇用期間 ※雇用継続中の場合は、雇用開始日のみ記入してください。		雇用開始日	年 月 日
		雇用終了日	年 月 日
勤務先	施設又は事業所所在地	〒 -	
	施設又は事業所名称		
施設（事業）等別			
職種（業務）			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

（雇用主）

所施設名又は事業所地名
(法代 表 人 氏 名)
(電 話 番 号)

- -

様式第3（第5条関係）

半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金 支給決定通知書				
氏 名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日（ 歳）	
住 所	〒			
教育訓練施設の所在地及び名称				
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日） ～ 年 月 日			
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円			
雇用開始日	年 月 日			
振 込 口 座	銀 行 名		口座の種類	普通 ・ 当座
	支 店 名		口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義			
給付金決定額	円			
年 月 日付けで提出のありました半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金支給申請書に基づき審査したところ、上記のとおり決定したので通知します。 年 月 日 半田市長				

（注意）

- 支給申請時から、以下のような生活状況の変化が生じたときは、あなたが半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金の支給申請をされた窓口にて、その旨連絡してください。
 - イ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったとき
 - ロ 半田市に住所を有しなくなったとき
 - ハ その他重要な異動があったとき
- 市外転出したときは、資格取得就業一時金を支給しません。
- 支給申請内容に不実及び虚偽の申告があった場合は、支給決定の取消し又は変更を実施し、すでに支給している給付金等あるときは返還を求めることがあります。
- 所得税法において、資格取得就業一時金は課税（雑所得）として扱われます。ただし、確定申告時、資格取得就業一時金から経費（学費、定期代、教材費）を控除できますのでご注意ください。

様式第4（第5条関係）

半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金 却下通知書			
氏名	カガナ	生年 月日	年 月 日（ 歳）
住所	〒		
教育訓練施設の所在地及び名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日） ～ 年 月 日		
雇用開始日	年 月 日		
却下理由			
年 月 日付けで半田市ひとり親家庭等資格取得就業一時金支給申請がありました が、上記のとおり却下しましたので通知します。			
年 月 日			
半田市長			